

千葉県警察名誉音楽隊長の称号授与について

平成21年7月21日
例規（広）第33号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、下記のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。
記

1 授与基準

称号は、音楽隊長の職にある者が、次に掲げる事項に該当し、本県警察職員でなくなった後に授与できるものとする。

- (1) 人格、識見ともに優れ、一般の模範となると認められる者
- (2) 永年にわたり音楽隊長として、音楽隊の発展、警察職員の士気高揚及び情操の
かん養並びに警察広報に貢献し、特に顕著な功労があると認められる者

2 手続

(1) 総務部広報県民課長は、次に掲げる内容を明記した内申書により、本部長に内申するものとする。

ア 音楽隊の発展、警察職員の士気高揚及び情操のかん養並びに警察広報に貢献した実績の概要

イ 履歴、身上及び在職中の勤務成績に関する事項

ウ その他参考となる事項

(2) 本部長は、前(1)の内申に基づき称号を授与するものとする。

3 証書様式

称号の証書は、別記様式のとおりとする。

4 資格の喪失

本部長は、称号を授与された者が称号にふさわしくない非行があったときは、その称号を喪失させることができるものとする。

5 称号の授与に関する事務

称号の授与に関する事務は、総務部広報県民課において行うものとする。

以下様式省略